

気仙沼市防災集団移転団地における住宅用地の分譲に関する

募集要項

1 趣旨

本市では、災害危険区域内で被災された方々の住宅再建のため、防災集団移転促進事業において住宅用地の整備をしましたが、住宅再建方法の意向変化などに伴い、団地内で空き区画が生じています。

今回、被災者以外の個人や住宅関係業者等についても募集対象に加え、空き区画を分譲いたします。

2 分譲対象地区

No.	地区名	区画数	土地面積	分譲価格
1	大沢 A 地区	2	約 322 m ²	H-4 2,736,000 円 F-2 2,738,000 円
2	小泉町地区	6	約 309 m ² ～ 約 353 m ²	2,169,000 円～ 2,377,000 円
	合 計	8		

※配置計画等含む詳細は、位置図等でご確認ください。

3 募集対象者

- ・被災の有無に関わらず、対象区画に住家の建築を希望する者

4 申込資格

申込資格がある方は次に掲げるものに該当しない方とします。

ア 市税を滞納している方

イ 気仙沼市暴力団排除条例（平成 25 年気仙沼市条例第 39 号）第 2 条第 2 号から第 4 号に規定する暴力団又は暴力団員等

※その他の理由により申込資格を認めない場合がありますので、申込資格について懸念等がある方はご相談ください。

5 土地の利用条件

- (1) 居住用住宅敷地として利用すること
- (2) 土地の売買が決定されてから、3ヶ月以内に土地売買仮契約^{注1}を締結すること
- (3) 土地売買契約成立後、1年以内に建築業者と建築請負契約を締結すること

注1) 土地分譲にあたって東北地方整備局長からの承認が必要であり、承認後本契約締結となります。

6 申込みに必要な書類等

ご用意していただくもの	補足説明
①市有財産（土地）払下申請書 入居者世帯構成員表	申請者は売買契約を結び、登記名義人となる方に申し込んでいただきます。 共有名義で購入する場合は、連名での記入をお願いします。
②印鑑	シャチハタ以外の認印をお願いします。 共有名義の場合は、共有構成員全員の押印をお願いします。
③市税の滞納がないことの証明書（申請日から1ヶ月以内に発行されたもの）	<u>市税納付状況を市長が閲覧することにご同意いただける場合、不要です。</u>
④り災証明書	東日本大震災により被害を受けたことが証明できるもの。 <u>※被災していない方は不要です。</u>

6 申込受付

- (1) 受付 随時受付（土日祝を除く平日）
午前9時から午後5時 まで
- (2) 受付場所 市役所東側分庁舎 建設部住宅課窓口
郵便申請
(送付先：郵便番号 988-8501 （住所不要）気仙沼市住宅課住宅企画係担当者宛て)
- (3) 決定方法 継続募集区画のため、申し込み順に区画を決定します^{注2}。
注2) 申し込み状況等をご確認されたい場合はご連絡ください。

7 契約に関する手続き

- (1) 売買代金の納入期限
売買代金は、本契約締結日から2ヶ月以内に、契約金額の全額を一括でお支払いいただきます。
- (2) 所有権移転登記
売買代金の納入を確認後、市で所有権移転登記を行います。
所有権移転登記にかかる登録免許税は購入者のご負担となります。登録免許税の金額については納付書送付時にお知らせいたします。お知らせ後、速やかに登録免許税

相当額の収入印紙のご準備をお願いします。

(3) 住宅用地の引渡し

原則，所有権移転登記後の引渡しとなります。ただし，測量や地鎮祭など現況を大きく変えないものは所有権移転登記前でも許可していますので，ご相談ください。

8 その他

(1) 住宅用地は現状での引渡しとなります。現地や周辺環境は必ず申請者ご自身でご確認ください。

(2) 各供給施設（上下水道）及び排水施設は整備されています。詳しい施設の内容等をご確認されたい場合はご連絡ください。

(3) 住宅建築にあたり気仙沼市防災集団移転団地内でまちづくりルールが定められていますので，ご留意ください。